

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年10月26日

【会社名】 ソシエテ・ジェネラル
(Société Générale)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 フレデリック・ウデア
(Frédéric OUDÉA : Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス共和国 パリ市9区 プルパール オスマン 29
(29, boulevard Haussmann 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒田 康之

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒田 康之

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1077

【届出の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした売出金額】 573,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年10月9日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、売出券面額の総額、売出価額の総額および為替スプレッドが決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

1 売出有価証券

売出社債（短期社債を除く。）

2 売出しの条件

3 売出社債のその他の主要な事項

本書における定義

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<訂正前>

| 銘柄 | 売出券面額の総額または 売出振替社債の総額 | 売出価額の総額 | 売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称 |
|---|--------------------------|--------------|---|
| ソシエテ・ジェネラル 2033年11月6日満期 早期円 償還条項付 米ドル連動パ ワー・クーポン社債 (愛称：パワー・デュアル債 (円/米ドル)) (以下「本社債」という。) | 10億円(予定)(注1) | 10億円(予定)(注1) | ソシエテ・ジェネラル証券株 式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 1番1号パレスビル (以下「売出人」という。) |

(中略)

本社債の利率は以下のとおりである。(注2)

- (1) 2018年11月6日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から2020年11月6日(同日を含まない。)までの各利息計算期間(以下に定義する。)について： 年率4.00%
- (2) 2020年11月6日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息計算期間(以下「変動利息計算期間」という。)について： 計算代理人が下記の算式に従って算定する利率(年率)

$$23.00\% \times \frac{\text{適用為替}}{\text{算出為替}} - 20.00\%$$

ただし、パーセント表示における小数第6位を四捨五入する。また、上記の算式に従って算定された利率が年率0.10%を下回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率0.10%とし、年率4.00%を上回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率4.00%とする。

「計算代理人」、「適用為替」および「算出為替」の定義については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本書における定義」を、本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、 本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。(注2)

2019年5月6日を初回として、満期日(同日を含む。)までの期間、毎年5月6日および11月6日(以下「利払日」という。)に、利息起算日(同日を含む。)または(場合により)直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2033年11月6日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。(注2)(注3)

(中略)

本社債は、2018年11月5日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ・ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2016年7月29日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)および/または(場合により)クリアストリーム・バンキング・エスエー(以下「クリアストリーム」という。)によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2016年7月29日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。(注2)

(注1) 上記の売出面額の総額および売価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額であり、下記「3 売社債のその他の主要な事項、本書における定義」に記載の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、2018年10月26日(以下「条件決定日」という。)に決定される。最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される売出面額の総額および売価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注2) 下記「2 売出しの条件」に記載のとおり申込期間が繰り下げられた場合には、それに伴って発行日、利息起算日、利払日および満期日のすべてまたはそれらのいずれかが繰り下げられることがある。

(注3) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額(下記「3 売社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 発行会社の裁量による早期償還」、「(C) 税制上の理由による期限前償還」、「(D) 特別税制償還」、「(E) 規制上の理由による期限前償還」、「(F) 不可抗力事由による期限前償還」および「(I) 管理者/対象ベンチマーク事由」ならびに「3 売社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注4) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

(後略)

<訂正後>

| 銘柄 | 売出券面額の総額または 売出振替社債の総額 | 売出価額の総額 | 売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称 |
|---|--------------------------|------------------|---|
| ソシエテ・ジェネラル 2033年11月6日満期 早期円 償還条項付 米ドル連動パ ワー・クーポン社債 (愛称：パワー・デュアル債 (円/米ドル)) (以下「本社債」という。) | 573,000,000円(注1) | 573,000,000円(注1) | ソシエテ・ジェネラル証券株 式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 1番1号パレスビル (以下「売出人」という。) |

(中略)

本社債の利率は以下のとおりである。

- (1) 2018年11月6日(以下「利息起算日」という。)(同日を含む。)から2020年11月6日(同日を含まない。)までの各利息計算期間(以下に定義する。)について： 年率4.00%
- (2) 2020年11月6日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの各利息計算期間(以下「変動利息計算期間」という。)について： 計算代理人が下記の算式に従って算定する利率(年率)

$$23.00\% \times \frac{\text{適用為替}}{\text{算出為替}} - 20.00\%$$

ただし、パーセント表示における小数第6位を四捨五入する。また、上記の算式に従って算定された利率が年率0.10%を下回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率0.10%とし、年率4.00%を上回る場合には、当該変動利息計算期間に係る利率は年率4.00%とする。

「計算代理人」、「適用為替」および「算出為替」の定義については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本書における定義」を、本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(1) 利息」を参照のこと。

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2019年5月6日を初回として、満期日(同日を含む。)までの期間、毎年5月6日および11月6日(以下「利払日」という。)に、利息起算日(同日を含む。)または(場合により)直前の利払日(同日を含む。)から当該利払日(同日を含まない。)までの期間(以下「利息計算期間」という。)に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2033年11月6日であり、修正翌営業日規定(以下に定義する。)により調整される。(注2)

(中略)

本社債は、2018年11月5日(以下「発行日」という。)に、ソシエテ・ジェネラル(以下「発行会社」または「ソシエテ・ジェネラル」という。)の債務証券発行プログラム(以下「本プログラム」という。)に関し、発行会社および財務代理人たるソシエテ・ジェネラル・バンク・アンド・トラスト(以下「財務代理人」という。)その他の当事者により締結された2016年7月29日付変更改定済代理契約(以下「代理契約」という。)に基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、本社債が大券によって表章され、ユーロクリア・バンク・エス・エー/エヌ・ヴィ(以下「ユーロクリア」という。)および/または(場合により)クリアストリーム・バンキング・エスエー(以下「クリアストリーム」という。)によって保管されている間は、発行会社その他の当事者によって署名された2016年7月29日付約款(以下「約款」という。)の利益を享受する。本社債は、いずれの証券取引所(有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。以下同じ。)にも上場されない予定である。

(注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額である。

(注2) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、満期償還額(下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(A) 満期における償還」に定義する。)の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」の「(A) 発行会社の裁量による早期償還」、「(C) 税制上の理由による期限前償還」、「(D) 特別税制償還」、「(E) 規制上の理由による期限前償還」、「(F) 不可抗力事由による期限前償還」および「(I) 管理者/対象ベンチマーク事由」ならびに「3 売出社債のその他の主要な事項、本社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（後略）

2 【売出しの条件】

<訂正前>

| 売出価格 | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金 | 申込受付場所 | 売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称 | 売出しの委託契約の内容 |
|-----------|----------------------------|-----------|-------|------------------------------------|--|------------------------------------|
| 額面金額の100% | 2018年10月30日から同年11月1日まで(注1) | 額面100万円単位 | なし | 売出人の本店ならびに売出取扱人の日本における本店および各支店(注2) | 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー (以下「売出取扱人」という。) | 売出人は売出取扱人に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。 |

本社債の受渡期日は2018年11月6日（日本時間）である。(注1)

(注1) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、申込期間をおおむね1週間程度の範囲内で繰り下げることがある。その場合、受渡期日もそれに伴って繰り下げられる。

(注2) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人または売出取扱人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人または売出取扱人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注3) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

(注4) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、()指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、()指令2002/92/EC（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは()指令2003/71/EC（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに關して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含む。以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

<訂正後>

| 売出価格 | 申込期間 | 申込単位 | 申込証拠金 | 申込受付場所 | 売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称 | 売出しの委託契約の内容 |
|-----------|------------------------|-----------|-------|------------------------------------|--|------------------------------------|
| 額面金額の100% | 2018年10月30日から同年11月1日まで | 額面100万円単位 | なし | 売出人の本店ならびに売出取扱人の日本における本店および各支店(注1) | 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー (以下「売出取扱人」という。) | 売出人は売出取扱人に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。 |

本社債の受渡期日は2018年11月6日（日本時間）である。

(注1) 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人または売出取扱人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人または売出取扱人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

(注2) 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき、またはアメリカ合衆国の州その他の法域の証券規制当局に登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために（証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。）、本社債の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行うことはできない。

(注3) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、()指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、()指令2002/92/EC（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは()指令2003/71/EC（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに關して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含む。以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

本書における定義

< 訂正前 >

「為替スプレッド」とは、

(前略)

(未定)(5.00から15.00までを仮条件とする。)をいう。為替スプレッドは、当該仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、条件決定日に決定される予定である。当該仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。

(後略)

< 訂正後 >

「為替スプレッド」とは、

(前略)

8.20をいう。

(後略)